

## 木のまち整備促進事業に関するよくある質問

### 事業の要件について

#### Q 1

「構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入される事業計画であること」とは具体的にどのようなことですか。

#### A 1

一般に木造の建築物は、法令等により、建設する地域や建築物の規模により構造、防火面等における種々の規制がかかりますが、法令等の規制の範囲内においても、設計上や施工面での工夫により、建築物の木造化、木質化は十分可能であり、このような工夫が盛り込まれている事業計画のことを指します。

#### Q 2

「構造材又は内外装材に木材を一定以上使用するものであること」の

- 2) 木質化については、以下の a 又は b のいずれかを満たすこと
- a. 本事業の対象となる延べ面積の過半の部分の床、並びに当該過半の部分の壁及び天井を木材による内装仕上げとすること
- b. 外壁の見付の過半部分を木材による外装仕上げとすること

の「過半」とは具体的にどう判断するのですか。

#### A 2

設計図面等において、対象面積に占める木質化を行う面積の割合が 50% を超えているものとします。

#### Q 3

「補助対象となる実施設計及び建築工事については、採択通知日以降の着手とする必要があります。」とされていますが、補助事業に申請する現段階で、すでに設計に着手しています。この場合、補助対象の事業はどうなるのでしょうか。

#### A 3

設計について既に着手している場合、設計費は補助の対象にはなりません。なお、建設工事に未着手であれば、建設工事費については補助の対象となります。

#### Q 4

対象建築物は公共性のある建築物に限るのでしょうか。

#### A 4

要件に適合すれば、建築物の用途は問いません。

## 対象事業者について

Q 5

「建築主が提案者となる」とあるが、「建築主」と「提案者」が異なるとだめなのでしょうか。

A 5

補助を受ける者は、原則として「建築主」＝「提案者」となりますが、提案や諸手続において建築主と書面による代理契約を交わした者が関係者として実務を遂行することは排除しません。

## 補助額について

Q 6

「掛かり増し費用相当額」とは何ですか。

A 6

木造化・木質化に関する先導的な設計・施工技術を導入した場合の工事費と、当該設計施工技術を導入しない場合の工事費の差額のことです。

## 留意事項

Q 7

補助対象として申請する建築物の工事費について、他の補助金を受けていれば一切対象とならないのでしょうか。

A 7

原則、他の補助金の対象となっている建築物の工事費は補助の対象となりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。

具体的に以下のような場合であれば補助対象となり得ます。

### (例1)

本事業の補助対象となる建築物の部分と他の補助金の対象となる建築物の部分が別棟、別階または別区画になっているなど、補助対象となる部分が明確に切り分けることができる場合。

### (例2)

① 他の補助金においては、建築物の構造（木造、非木造）にかかわらず、一定額の補助金が交付される。（特別養護老人ホーム等で対象ベッド数等に応じて補助金額が決定し、交付される場合など）。

② 補助を受けようとする施設について、木造と非木造の場合（もしくは、木質化を

行う場合と行わない場合)のそれぞれの工事費を算出したうえで、その差額である「掛かり増し費用相当額」を算出することが可能である。

以上の条件を満たす場合などで、本補助事業では建築物の木造化・木質化による掛かり増し工事費部分を補助対象とし、他の補助事業においては建築物の木造化・木質化に以外の部分を補助対象とすることが明確に説明できる場合。

その他、ご不明な場合は個別に支援室までご相談頂きますよう、お願いいたします。